

野洲川歴史公園サッカー場「ビッグレイク」

指定管理者申請要項

令和 7 年 9 月

守 山 市

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減等を目指す指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度においては、従来の管理委託制度とは異なり、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる。

守山市では、野洲川歴史公園サッカー場の指定管理者の指定にあたり、管理運営についての創意工夫のある提案を求める。

2 野洲川歴史公園サッカー場について

(1) 役割・位置づけ

サッカー専用グラウンド3面を備える専用球技場として、県内外のサッカー関係者の要望に応える。また、東京オリンピックや国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催に伴い、市民の競技力向上への意欲やスポーツによる健康増進への関心が高まっていることから、そのニーズに対応する施設とする。

(2) 供用時間および休場日

サッカー場の供用時間は午前9時から午後9時までとする。

休場日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）、休日の翌日（その日が土曜日、日曜日または休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の後において最も近い休日等でない日）、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て、供用時間および休場日を変更することができる。

(3) 対象施設の概要

【別表1】サッカー場施設概要のとおり

3 募集の概要

(1) 施設名称 野洲川歴史公園サッカー場「ビッグレイク」

(2) 所在地 滋賀県守山市服部町2439番地

(3) 敷地面積 55,000平方メートル

(4) 主な施設

ア サッカーグラウンド3面

イ クラブハウス

(ア) 便益施設（駐車場ほか）

(イ) 管理施設（備品倉庫）

(5) 指定管理者が行う管理の基準

野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例（平成17年条例第25号）第5条によるもののほか、その他の規則で定める管理の基準に従って施設の管理を行わなければならない。

(6) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(7) 指定管理者の募集および選定の方式

指定管理者の募集および選定は、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条および第4条の規定によるものとする。

また、守山市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、候補者の選定および適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査する。

なお、募集については公募とする。

(8) 協定の締結

守山市（以下「市」という。）は、候補者の選定後、候補者と細目について協議を行い、正式な協定は守山市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て、候補者が指定管理者として指定された後に締結する。なお、本施設については、協定書を締結するものとする。

(9) 問い合わせ先

守山市総合政策部スポーツ振興課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

電話 077(582)1169 FAX 077(582)0539

E-Mail sports@city.moriyama.lg.jp

4 指定管理者が行う業務の範囲

詳細は、別添「野洲川歴史公園サッカー場指定管理業務仕様書」を参照のこと。

指定管理者は、次の業務を行うものとし、その詳細は仕様書のとおりとする。

(1) 施設の管理運営に関する業務

(2) スポーツの推進および利用者サービスに関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 経営管理に関する業務

(5) 第三者の委託業務（仕様書のとおり）

管理委託を一括して第三者へ委託することは認められない。ただし、仕様書に示した業務については、この限りでない。

(6) その他野洲川歴史公園サッカー場指定管理業務仕様書のとおり

5 経理に関する事項

野洲川歴史公園サッカー場に「利用料金制」を導入する。指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画、実施する各事業の収入等を自らの収入とするほか、市が支

払う指定管理料をもって施設を運営するものとする。

(1) 指定管理料について

ア 指定管理料の額は、申請者の提案事項とする。

イ 各年度の指定管理料は、申請時の提案をもとに、市と指定管理者の協議によって定めるものとする。

(2) 経費（指定管理料）の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期や方法は協定書にて定めるものとする。

(3) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 指定管理料

イ 利用料金

ウ 自主事業収入・物品販売収入

エ 広告協賛料

(4) 指定管理者の支出として見込まれるもの

ア 人件費

イ 事務費

ウ 管理費（天然芝、人工芝、光熱水費、保守管理費、修繕費等）

エ その他施設の管理運営に必要な経費

オ 事業費

6 募集の手続きに関する事項

(1) スケジュール

ア 指定管理者申請要項等の配布	令和7年9月22日(月)から10月9日(木)まで
イ 現地説明会の申込	9月22日(月)から10月8日(水)正午まで
ウ 現地説明会の開催	10月9日(木) 午後2時から
エ 質問書の受付	9月29日(月)から10月10日(金)まで
オ 質問書の回答	10月17日(金)
カ 申請書類の受付	10月9日(木)から10月24日(金)まで
キ 選定委員会の開催（書類審査とヒアリング）	11月10日(月)
ク 指定管理者の候補者選定	11月中旬予定
ケ 議会議決・指定管理者の指定	12月中旬予定
コ 指定管理者との協定の締結	令和8年1月中旬予定

(2) 申請要項の配布

申請要項等は、令和7年9月22日（月）から10月9日（木）まで配布する。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。

配布時間：午前9時00分から午後4時45分まで（正午から午後1時までを除く）

配布場所：3 (9)の問い合わせ先と同じ

※ 市ホームページにも掲載

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を次により開催する。

参加希望の団体は、現地説明会参加申込書（様式第8号）により申し込むこと。参加人数は、1団体につき2人までとする。

申請を行う場合には必ず現地説明会に出席すること。現地説明会に出席されない場合は、申請することができない。

開催日時：令和7年10月9日（木） 午後2時から

集合場所：野洲川歴史公園サッカー場（守山市服部町2439番地）

申込方法：現地説明会参加申込書（様式第8号）に必要事項を記入のうえ、10月8日（水）正午までに、3 (9)の問い合わせ先に持参または郵送すること。ただし、受付は、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時00分から午後4時45分まで、郵送は10月8日（水）正午までに必着のこと。

(4) 質問書の受付

事業計画等申請に関する質問は、次により受付を行う。

受付期間：令和7年9月29日（月）から10月10日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。

受付時間：午前9時00分から午後4時45分まで（正午から午後1時までを除く）

受付場所：3 (9)の問い合わせ先と同じ

提出方法：質問書（様式第9号）に記入のうえ、受付場所へ持参または郵送すること。郵送は10月10日（金）までに必着のこと。

なお、質問書以外の方法（口頭、電話等）では受け付けない。

(5) 質問書の回答

回答は、現地説明会での質問・回答を含め、6 (2)の配布場所のカウンターに掲載する。

(6) 申請書類の受付

申請書類は、次により受け付ける。

受付期間：令和7年10月9日（木）から10月24日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。

受付時間：午前9時00分から午後4時45分まで（正午から午後1時までを除く）

提出場所：3 (9)の問い合わせ先と同じ

提出方法：提出場所へ直接持参すること。不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない。郵送、電送による提出は受け付けない。

(7) 選定結果の通知

選定後、速やかに選定結果を申請者に通知するものとする。（11月下旬予定）

(8) 指定管理者の指定

市議会議決後に指定管理者として指定する。(12月中旬予定)

(9) 指定管理者との協定締結

指定管理者と協定を締結する。(1月中旬予定)

7 申請に関する事項

(1) 申請の資格

申請資格については、滋賀県内に主たる事務所、支店、営業所がある法人その他の団体であること。(施設の特異性を鑑みスポーツ施設の管理運営に携わった(現在携わっている)経験のあることが望ましい。)個人での申請はできない。また、共同事業体の場合は、すべての構成団体について、主たる事務所、支店、営業所が滋賀県内にあることとする。また、公益財団法人日本サッカー協会公認JFAスポーツマネジャー、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー、スポーツ施設管理士のいずれかの資格を有する者(含:令和7年度中に取得見込みの者)が常駐できる団体とする。

複数団体により共同事業体を構成する場合、申請書類については、代表構成団体の代表者名により提出すること。選定後の協議は、代表構成団体を中心に行うが、協定の締結については共同事業体の構成団体すべてを当事者とし、協定に関する責任は構成団体すべてが負うこととする。

次のいずれかに該当する団体は、申請することができない。

- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、市において指定管理者の指定の取消しを受けた団体、または指定管理者の指定後に辞退した団体
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札に参加できない団体
- ウ 市税、法人税、法人事業税、消費税、地方消費税を滞納している団体
- エ 団体の代表者が、契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者である団体
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関与している団体
- カ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項または第180条の5第6項に抵触する団体(ただし、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、公共団体または公共的団体は除く。)
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更正または再生手続きを開始している法人

ク 代表者、役員またはその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者である団体

なお、単独で申請した団体が同時に共同事業体の構成団体になることや、一つの団体が同時に複数の共同事業体において構成団体となることはできない。

また、共同事業体について、構成団体のいずれか一団体でも上記の申請できないものに該当する場合は申請できない。

(2) 申請書類

指定管理者申請要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出期間内に提出すること。

提出部数は、正本1部、副本（複写可）6部、電子データ（PDF）

ア 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第2号）および収支予算書（様式第3号）

※ 申請者において、様式第2号および様式第3号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

イ 申請書または添付書類一覧表

No	提出書類	様式等
1	応募概要	様式第7号
2	指定管理者申請書	様式第1号
3	事業計画書	様式第2号
4	収支予算書	様式第3号
5	団体概要	様式第4号
6	定款または寄付行為の写しおよび登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）	—
7	前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書および財産目録	—
8	市税滞納有無調査承諾書（市内事業者のみ）	様式第5号
9-1	国税の納税証明書（法人税および消費税）	—
9-2	地方税の納税証明書（法人事業税および地方消費税）	—
10	住民票（法人にあつては代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者）	—

11	労働保険料納付済証明書	—
12	IS014001・9001を取得している者は、登録書の写し	—
13-1	申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書および収支計算書（事業計画や収支予算がわかるもの）	—
13-2	直近３年間の経営報告書（事業内容の実績がわかるもの）	—
13-3	直近３年間の人員表	—
13-4	指定管理者の指定申請資格についての申立書	様式第６号
13-5	（共同事業体の場合）共同事業体協定書兼委任状	—
13-6	（共同事業体の場合）共同事業体連絡先一覧	—

(3) 留意事項

ア 複数提案について

複数の提案はできない。

イ 提案内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできない。

ウ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第10号）を提出すること。

オ 費用負担

申請に関して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

カ 申請書類の取扱い

(ア) 申請書類は理由の如何を問わず返却はしない。

(イ) 申請者の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属する。なお、指定管理者の選定結果および提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は申請者の承諾を得ず、無償で提出書類の全部または一部を使用できるものとする。ただし、団体の財務に関する書類については公表しない。

8 審査・選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、「選定委員会」を設置し、「公の施設に係る指定管

理者の指定手続等に関する条例」の下記基準に照らして総合的に審査し、同委員会の意見を聴き、適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

(2) 基本的な選定基準（詳細：選定委員会評価表）

選 定 基 準
①事業計画書等の内容が、当該公の施設について、住民の平等な利用を確保およびサービスの向上が図られること。
②事業計画書等の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
③事業計画書等の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
④事業計画書等に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有していること。
⑤施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること。
⑥当該公の施設の性質または目的に応じ、市長等が特に定める基準を有していること。

(3) 選定方法

提出された申請書類に基づきヒアリングを行い、企業の経営能力や提案内容を審査し、総合点数方式により選定する。

(4) 主な評価項目と点数配分（別紙1 選定委員会評価表 参照）

ア 価格評価

イ 基本項目評価

(ア) 施設設置目的の達成

(イ) 平等な利用の確保、サービスの向上

(ウ) 施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減

(エ) 経営の規模、能力

(オ) 市民の声が反映される管理

(カ) サッカー場事業の概要と取り組み方

ウ 基本項目以外の項目評価

(ア) 安全管理

(イ) 労働福祉

(ウ) 環境保護等

エ 評価方法

選定委員会評価表に基づき合計200点満点で評価する。

(5) 管理経費基準額

市が積算した一事業年度の管理経費は次のとおりとし、これを基に申請者は提案す

るものとする。

基準額 12,394,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

決定した候補者と協定内容等について事前協議を行い、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、市は指定管理者と協定を締結する。

(2) 主な協定内容

- ア 管理運営を行う施設等に関する事項
- イ 協定期間に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 公の施設の管理業務に当たって知り得た利用者その他の者に係る個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告書等に関する事項
- ク 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- ケ 事故および損害の賠償に関する事項
- コ その他市が必要と認める事項

10 事務の引継ぎ

候補者は、指定管理を開始するまでの期間内に、市や関係機関と円滑に引継業務を行わなければならない。

また、令和8年4月1日以前において、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の管理受託者から業務を引き継ぐものとする。

引継業務の内容は概ね以下のとおりであるが、詳細については別途協議することとする。

- (1) 現管理受託者からの引継業務
- (2) 市および関係機関との連絡調整業務
- (3) その他必要な業務

11 関係法規の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとし、特に以下のことに留意すること。

- (1) 地方自治法および同法施行令
- (2) 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第5号）

- (3) 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）
- (4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例（平成17年条例第25号）
- (5) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する規則（平成17年規則第65号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）
- (8) 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例規則（令和5年規則第35条）
- (9) 守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）
- (10) 守山市情報公開条例施行規則（平成12年規則第1号）
- (11) その他関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

本指定期間中に上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市はその指定を取消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければならない。

イ 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について市と協議するものとする。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

【別表1】

施設概要

①施設の名称	野洲川歴史公園サッカー場 愛称「ビッグレイク」
②施設の所在地	守山市服部町2439番地
⑤施設の構造等	天然芝コート 1面（サッカーコート） 人工芝コート 2面（サッカーコート、多目的広場）
⑥施設の面積	敷地面積55,000㎡

	名称		面積等
⑦施設内容（屋外）	人工芝 A コート (MS CRAFT AG) JFA公認		8,778㎡（114m×77m）
	人工芝 B コート (ドリームターフ) JFA公認		8,664㎡（114m×76m）
	天然芝 C コート (ティフトン419)		8,806㎡（119m×74m）
	クラブハウス		1 棟 約554㎡
	夜間照明	A コート	平均照度 136 ルクス (LED)
		B コート	平均照度 233 ルクス (メタルハライドランプ) ※令和 8 年 2 月 LED に交換予定
	観覧席	B コート	約1,200席
		C コート	約200席
	ジョギングコース		3 コース
	駐車場 (北、南第1、南第2)	大型	15台
		普通車	329台
⑧施設内容（屋内）	ロッカールーム (シャワー・エアコン完備)		4 室
	サロニールーム (厨房あり)		
	会議室		1 室
	託児室		1 室
	映像展示室 (田園空間センター)		1 室
	総合案内展示室 (田園空間センター)		1 室

別紙 1 選定委員会評価表

施設名 野洲川歴史公園サッカー場							
配点	評価項目	基準項目	選定項目		細目	細目の配点	評点
200	価格評価	施設の管理費用の縮減	1	施設の管理	1 利用促進および経費節減により、指定管理料が低額となっているか。	10	
	基本項目評価	施設設置目的の達成	1	施設の設置目的および市の管理運営方針	1 施設の設置目的を理解しているか	10	
		平等な利用の確保、サービスの向上	1	平等な利用を図るための具体的手法およびその効果	1 事業等の提案内容に偏りがないか。また、市民が幅広く利用できるようになってるか	10	
					2 生活弱者や社会的弱者への配慮がなされているか	5	
			2	サービスの向上を図るための具体的手法およびその効果	1 競技者、観覧者に対するサービス向上のための取組内容は適切か	10	
					2 申請要項に明示した項目に対する提案は適切か	5	
					3 自主事業はサービス向上のための具体的かつ効果的な内容となっているか	5	
					4 イベント開催（興行の企画・誘致）の提案内容は具体的かつ効果的な内容となっているか	5	
					5 全体的に施設の機能を活用した内容になっているか	5	
		施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減	1	利用者の増加を図るための具体的手法およびその効果	1 年間の広報計画の内容は適切か	5	
					2 利用拡大の取組内容は具体的で、実現可能な提案内容になっているか（平日昼間の利用拡大、休場日の活用など）	10	
					3 利用時間について、幅広い市民の利用に供する運営が図られているか	5	
			2	施設の維持管理内容、適格性および実現の可能性	1 市の意図している内容が事業計画書で提案されているか	10	
					2 施設管理、安全管理は適切な提案内容となっているか	5	
					3 維持管理は効果的な提案内容になっているか（人工芝の長寿命化など）	10	
			3	具体的な料金設定	1 料金設定は、条例に規定する範囲内で低額設定により利用促進が図られるか	5	
		経営の規模、能力	1	安定的な管理運営が可能となる人的能力	1 職員の体制は十分な提案内容となっているか	5	
					2 職員の雇用、その確保の方策は適切か。また、職員の指導、育成や研修体制は十分か	5	
			2	安定的な管理運営が可能となる経済的基盤	1 団体の財務状況は良好か	10	
			3	類似施設の運営実績	1 類似施設を管理運営した実績は良好であったか	10	
		市民の声が反映される管理	1	サービス改善等	1 利用者の声を反映するシステムがあり、迅速かつ的確な対応により、利用者満足度が向上できるものとなっているか	5	
		サッカー場事業の概要と取組み方	1	収支計画の内容、適格性および実現の可能性	1 収支の積算と事業計画の整合性はあるか	5	
					2 収支計画の実現可能性はあるか	5	
			2	サッカー場事業の運営体制の取り組み方	1 サッカー場事業等を企画、制作、実施する体制は適切か。	5	
					2 事業支援を期待できる協力体制は十分か	5	
			3	地域連携	1 指定管理業務の従事者に施設周辺居住者等、地元人材の雇用を図る考え方や方策があるか。	5	
					2 地域、関係団体、高等学校（守山・野洲両市）、ボランティア等との連携が図られる提案内容か	5	
	基本項目以外の項目評価	安全管理	1	日常時、緊急時の安全確保策	1 日常時における安全管理が徹底されており、利用者が安心して利用できる内容となっているか。また、緊急時の体制が明確であり、危機管理意識を持っているか。	10	
		労働福祉	1	労働保険（労災、雇用保険等）の加入状況	1 事業主として労働保険に加入し、社会保険制度が確立されているか	5	
		環境保護等	1	環境保護に取り組んだ経営	1 「守山市地球温暖化対策実行計画」に準じた取組みができてるか。	5	
						200	
					(100点換算)	100	